

有効期限の定めのない「シャディカタログギフト券」及び「シャディ商品券(500円券)」払戻しのお知らせ

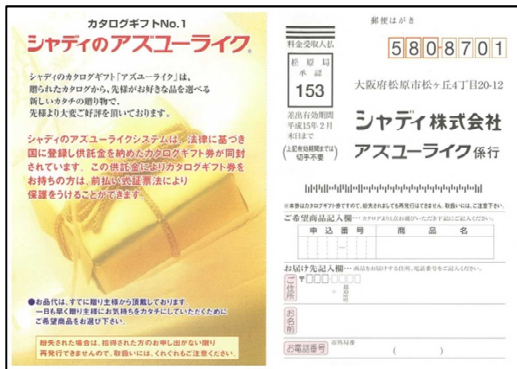
平素から弊社カタログギフトをご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社において2003年11月まで発行しておりました有効期限の定めのない「シャディカタログギフト券」及び1996年10月まで発行しておりました「シャディ商品券(500円券)」について、資金決済に関する法律第20条1項及び前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定に基づき、払戻しを行います。

お手数ではございますが、下記の未使用の有効期限の定めのない「シャディカタログギフト券」及び「シャディ商品券(500円券)」をお持ちの方は、払戻しの申出期間内(2018年10月1日(月曜日)～2018年11月30日(金曜日))にお申出を頂きますよう、お願い致します。

<払戻しの対象となる券面の見本>

有効期限の定めのない「シャディカタログギフト券」



有効期限の定めのない「シャディ商品券(500円券)」



(1)払戻しのお申出期間

2018年10月1日(月曜日)から2018年11月30日(金曜日)まで(当日消印有効)

(2)払戻しのお申出方法

払戻しの際に必要な銀行口座の情報をご準備の上、下段に記載している問合せ先(シャディ株式会社お客様センター)まで、予めご連絡をお願い致します。

その後、お手元の未使用の「シャディカタログギフト券」若しくは「シャディ商品券(500円券)」を問合せ先まで、ご郵送いただきますようお願い致します。

(3)払戻しの方法

ご郵送いただいた未使用の「シャディカタログギフト券」若しくは「シャディ商品券(500円券)」に不備が無い場合は、券面金額を銀行振込致します。

ご郵送いただいた際の郵送料及び振込手数料についても弊社が負担致します。

なお、多数のお申出が集中することが予想されますので、事務処理の都合上、払戻しまでに1ヶ月程度の時間を頂く場合がございます。

※取扱店の店頭での払戻しは一切いたしておりませんので、ご注意ください。

(4) 払戻しの対象とならない「シャディカタログギフト券」及び「シャディ商品券(500円券)」

- ① 使用済みの場合
- ② 払戻し対象でない券(有効期限の定めのある券)の場合
- ③ 偽造または変造されている場合
- ④ 盗難された券である場合
- ⑤ 券面が破損により証票番号の照合ができない場合
- ⑥ 券面の3分の1以上が滅失している場合
- ⑦ その他、「払戻し方法」に不備がある場合

(5)期間外のお取り扱いについて

お申出期間内に、ご送付いただけなかった未使用の有効期限の定めのない「シャディカタログギフト券」及び「シャディ商品券(500円券)」につきましては、当該払戻し手続きから除外されますので、ご注意下さい。

(6)払戻し手続きのお申出先(ご郵送先)及び問合せ先

下記の発行元までお願い致します。

<お申出先(ご郵送先)及び問合せ先>

シャディ株式会社 お客様センター

〒580-8601 大阪府松原市松ヶ丘4丁目20番12号

電話番号:0120-381-020 ※9:00～17:00(土日祝、年末年始を除く)